限定承認公告

本籍広島県安芸郡坂町植田三丁目七一六五番地、最後の住所広島市安芸区矢野南三丁目一〇番四号シェソワ矢野南一〇一号

被相続人　亡　下花　健次

右被相続人は平成二十七年十一月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年五月二十三日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

広島市中区鉄砲町一番二〇号第三ウエノヤビル九階　髙橋総合法律事務所

相続財産管理人弁護士　髙橋　浩嗣

限定承認公告

本籍山口県宇部市床波一丁目三二九五番地一、最後の住所山口県宇部市大字東岐波一〇八七番地東岐波県営住宅八棟四〇四号

被相続人　亡　磯村　昭典

右被相続人は平成二十八年四月三日死亡し、その相続人は平成二十八年五月二十日山口家庭裁判所宇部支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

山口県宇部市東岐波一〇三八―二二

相続財産管理人　磯村　将雄

限定承認公告

本籍山口県下関市栄町九一番地一、最後の住所山口県下関市栄町三番八号

被相続人　亡　安岡　秀樹

右被相続人は平成二十七年十月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年五月十八日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月三十日

愛媛県松山市雄郡二丁目六番三三号浮穴郡三〇六号　限定承認者　二宮利惠子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十二日

掲載頁　六十二頁（号外第九十四号）

平成二十八年五月三十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＲＷ生麦特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億八千五百万円減少し、八十七億二千二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年七月一日であり、社員総会の決議は平成二十八年五月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十一日

掲載頁　五十八頁（号外第九十三号）

平成二十八年五月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ１６特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

訂正公告

平成二十八年五月二十日（号外第一一一号）掲載の日本税理士会連合会に係る税理士登録抹消公告中、税理士の登録を抹消した期間「平成28年4月1日から平成28年3月27日までに」とあるは「平成28年4月1日から平成28年4月27日までに」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年五月三十日

扱店

訂正公告

平成二十八年五月二十四日（号外第一一三号）掲載の相続債権者受遺者への請求申し出の催告中、「被相続人　亡　松原　満義」とあるは「被相続人　亡　舩原　満義」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年五月三十日

扱店

正　誤

平成二十八年四月十五日（号外第八十九号）公布財務省令第四十一号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（印刷誤り）

六七ページ六行目の

「

別表六の二(九)［27］	
別表六の二(九)［8］	を　は
別表六の二(九)［12］	
別表六の二(九)［17］	

」

「

別表六の二(九)［27］	
別表六の二(九)［8］	を　の
別表六の二(九)［4］	
別表六の二(九)［12］	
別表六の二(九)［17］	

」

「

別表六の二(七)［25］	
別表六の二(七)［8］	に　は
別表六の二(七)［17］	

」

「

別表六の二(七)［25］	
別表六の二(七)［8］	に　のそれぞれ誤り。
別表六の二(七)［17］	

」

八六ページ一行目の「別表六の二十七付表」は「別表六の二(十七)付表」の誤り。

八七ページ終りから三行目の

「

震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３	を　は
震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３	

」

「

震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３	は
（旧震災特例法第25条の２）	

」

「

震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３	
（旧震災特例法第25条の２）	

」

のそれぞれ誤り。

一二六ページ一六行目及び一二七ページ二行目の「次号」は「同号」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十日付第一一九号六四ページ●同日付政府調達第九九号二四ページ●四月一日付衆会第二〇号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）